

令和5年3月1日三春町議会定例会3月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 4号 字の区域の変更について

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 7号 三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第 8号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第29号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 議案第30号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第31号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第32号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第33号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
議案第34号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について
議案第35号 令和5年度三春町一般会計予算について
議案第36号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について
議案第37号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第38号 令和5年度三春町介護保険特別会計予算について
議案第39号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について
議案第40号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
議案第41号 令和5年度三春町病院事業会計予算について
議案第42号 令和5年度三春町水道事業会計予算について
議案第43号 令和5年度三春町下水道事業等会計予算について
議案第44号 令和5年度三春町宅地造成事業会計予算について

同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

- 発委第 1号 三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
発委第 2号 三春町議会の個人情報保護条例の制定について
発委第 3号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について
発委第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

令和5年3月1日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年3月1日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政施政方針説明
- 第 5 議案の提出
- 第 6 提案理由の説明
- 第 7 議員及び委員会提出議案の趣旨説明
- 第 8 議案の質疑
- 第 9 議案の委員会付託
- 第 10 陳情事件の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和5年三春町議会定例会3月会議を開きます。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和5年三春町議会定例会3月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番佐久間正俊議員、12番橋本善一郎議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

令和5年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月13日までの13日間とし、掲載した会議日程のとおりとしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、令和5年三春町議会定例会3月会議の日程は、本日から3月13日までの13日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和4年度第9回、第10回、第11回の出納検査報告がありましたので、その写しを掲載したので、了承願います。

…………… 令和5年度町政施政方針説明 ……………

○議長 日程第4、令和5年度町政施政方針の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

令和5年三春町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和5年度一般会計予算の概要や主な施策についてご説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

1. 防災について

はじめに、町内で多発している建物火災についてですが、2月10日には斎藤地区、2月14日には上舞木地区で建物火災が発生しました。上舞木地区の火災では、残念ながら2名の方が亡くなる事態となり、心よりお悔みを申し上げます。

消防団をはじめとした地域住民の方々に対しては、火災の対応にご尽力をいただき感謝申し上げますとともに、あらためて、火災予防に対する啓発・周知を強化してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症の対応について

次に、新型コロナウイルス感染症の対応について申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部では、特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づける方針が示されました。

これに伴い、これまで講じてきた患者等への対応や医療提供体制について、3月上旬を目途に見直しを行い、具体的な方針を示すとされておりますので、注視して参りたいと考えております。

併せて、ウィズコロナに向けた新たな段階へ移行するため、科学的知見に基づきながら、できるだけ平時に近い社会経済活動が可能となるよう取り組んでまいります。

福島県内では、1月中旬以降、新規陽性者数は減少傾向が続いており、2月5日には「福島県医療ひっ迫警報」が終了となりました。感染者数が減少傾向となりましたが、住民の皆様には気を緩めず、継続した感染対策をお願いしたいと思います。

3. 田村広域行政組合解散の対応について

次に、田村広域行政組合解散の対応についてですが、4月1日からは、田村西部環境センターの運営管理、し尿等の収集・運搬、浄化槽清掃の各業務は、町が担うこととなります。

業務の内容や料金の変更はありませんが、心配している方もおられるかと思っておりますので、「広報みはる」などで周知を徹底して参ります。

4. 株式会社モンベルとの連携について

次に、株式会社モンベルと連携したアウトドア環境の創出に向けた取り組みについてですが、ランドデザイン・基本構想の提案を受け、環境創出に向けた取り組みを加速させていきたいと考えております。

取り組みを進めるにあたっては、企業誘致の観点から、モンベルストアの出店・誘致を優先させるため、所要の予算を本定例会に上程させていただいております。

あらためて、福島県内初の「モンベルストア」の出店・誘致を、議会と一体となって進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

5. 予算案の概要について

次に、令和5年度当初予算案の概要について説明します。

予算編成に当たっては、町民が安全安心に生活できるよう、0歳から18歳までの子ども世代、19歳から64歳までの就労世代、65歳以上の高齢者世代、それぞれの世代ごとに必要な支援策を講じ、財源を配分したところです。

一般会計当初予算の総額は88億9,544万円で、前年度当初予算と比較して7億8,140万円の増額となりました。その他5つの特別会計の合計では、43億330万円、企業会計の合計では19億4,196万円を計上し、これらを含めた令和5年度の予算総額は151億4,071万円となっています。

次に第7次三春町長期計画の基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明します。

基本目標1の「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり分野」では、災害対応能力の向上や交通安全対策として、岩江地区防災コミュニティセンター駐車場整備事業や防災情報の発信強化を図る雨量計システムの新たな設置に取り組めます。

また、ガードレールやカーブミラーなどの設置、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援などに引き続き取り組んでまいります。

放射性物質対策としては、仮置場の原状回復に係る業務を実施していきます。

基本目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり分野」では、町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検業務などを継続して進めていきます。

また、ごみの減量やリサイクルの推進、高齢者世帯の戸別収集についても継続した取り組みを進

め、先ほども申し上げましたが、田村広域行政組合解散に伴い、町が新たに担うこととなる田村西部環境センターの運営管理やし尿等の収集・運搬、浄化槽清掃の各業務については、円滑なスタートが切れるよう、万全な体制を構築していきたいと考えております。

移住定住施策については、地域おこし協力隊員による情報発信や移住相談体制を強化し、町営住宅を活用した、お試し住宅の居住環境を提供する事業などと併せ、継続的な取り組みを進めてまいります。

また、良好な景観形成を図るため、桜谷や城山公園の散策路整備に新たに取り組み、歴史的・文化的資源の活用を図って参ります。

基本目標3の「豊かな心と文化を育むまちづくり分野」では、子育て支援の強化・経済的負担の軽減を目的として、妊娠・出産時に支援金を給付し、併せて出産・育児の相談や情報発信などを行う伴走型相談支援を一体的に実施する事業に取り組みます。

また、家庭での養育が困難となった場合に、一定期間、施設で養育を行う子育てショートステイ事業を新たに行い、今までの施策と併せ、妊娠から出産、育児まで、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

安全安心な教育環境の構築については、要田小学校閉校に伴う要田地区児童の送迎用として、三春小学校スクールバス運行業務に新たに取り組みます。

教育環境の充実については、スタディサプリという教育アプリを新たに導入し、基礎学力の向上に努めます。

また、小学校再編を検討するための使節団を結成し、先進地の視察研修に派遣する事業に取り組みます。

田村高校の魅力向上事業については、田村高校魅力向上委員会と連携しながら地域活性化を図っていくための事業に継続して取り組みます。

基本目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり分野」では、健康みはる21第3次計画の策定に取り組み、健康づくり体制の整備を進めていきます。

また、第9期介護保険事業計画の策定に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

地域医療体制の充実については、田村地域の公立病院と連携しながら、町立三春病院の役割を踏まえ、医療機器などの充実を進めて参ります。

併せて、障がい福祉サービスや地域による支援体制などの充実に向けた取組みを継続して参ります。

基本目標5の「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり分野」では、農業の担い手の育成や確保を図るため、地域計画（人・農地プラン）の新たな策定に取り組みます。

商業の活性化については、各種助成事業などの継続と併せ、電子地域通貨「みはるカード」の利用拡大への支援に取り組みます。

観光振興については、5年に一度の滝ザクラ樹勢回復工事に取り組むとともに、町全体の文化財を長期的に保存活用するため、文化財保存活用地域計画の策定に取り組みます。

また、河野広中没後100年記念事業を開催し、自由民権運動活動等の理解を深めて参ります。

基本目標6の「協働と町民参画による自立したまちづくり分野」では、地域の移動支援「おでかけ応援隊」の支援や地域課題の解決に向けた取組みを支援する「地域提案型まちづくり交付金事業」を継続して参ります。

また、業務効率化に向け策定した「DX推進計画」の適正な進行管理に取り組んで参ります。

公共施設等の適正管理については、田村広域行政組合会館の管理や用途廃止した公共施設の利

活用の検討を行っていきます。

以上、令和5年度一般会計予算の概要や主な施策、町政に関する当面の諸課題についての所信とさせていただきます。

……………**議案の提出**……………

○議長 日程第5、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第4号「字の区域の変更について」から、発委第2号「三春町議会の個人情報保護条例の制定について」までの44議案です。

……………**提案理由の説明**……………

○議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 今定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。字の区域の変更に係る議案が1件。財産の取得に係る議案が1件。三春町個人情報の保護に関する法律施行条例など条例の制定に係る議案が2件。条例の一部改正に係る議案が20件。令和4年度三春町一般会計など補正予算に係る議案が7件。令和5年度三春町一般会計などの予算に係る議案が10件。固定資産評価審査委員会委員の選任に係る同意案件が1件。合計42議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決同意いただきますよう、お願い申し上げます。

……………**議員及び委員会提出議案の趣旨説明**……………

○議長 日程第7、議員及び委員会提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 発委第1号「三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」

発委第2号「三春町議会の個人情報保護条例の制定について」

条例改正、条例制定の内容等につきましては、掲載いたしました提出議案書のとおりであります。

令和5年3月1日提出

提出者 三春町議会議会運営委員長 山崎ふじ子

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

……………**議案の質疑**……………

○議長 日程第8、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第4号から発委第2号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第4号「字の区域の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「財産の取得について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

収益的収入・支出全般、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「令和5年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「令和5年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号「令和5年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号「令和5年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号「令和5年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号「令和5年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発委第1号「三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発委第2号「三春町議会の個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第9、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっている議案第4号から発委第2号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全員協議会において審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全員協議会による審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第10により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第1号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書」から陳情事件第3号「GX推進法案に関する陳情書」までの委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

..... 散会宣言

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これにて散会します。ご苦労様でした。
(散会 午前10時32分)

令和5年3月2日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋 書記 橋本 和宜

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
保健福祉課長	佐久間 美代子	産業課長	鳴原 健二
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	遠藤 晃		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年3月2日（木曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをします。

ただいま出席している議員は14名です。したがって、地方自治法113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いをいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1により、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

…………… 一般質問 ……………

日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限です。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員） さきに通告してあります、3点についてお伺いをしたいと思えます。

まず、1点目ですが、町長の今年9月の選挙に対する対応についてであります。

坂本町長の就任から間もなく4年になりますが、就任時の私の一般質問での答弁では、「町民が夢を持てるまちづくりについて、三春町の豊かな自然や歴史・文化などを守りながら地域の誇りと愛着を感じられるまちづくりを進め、町の活性化を図っていきたい」としていました。

また、令和2年度から令和6年度にかけての第7次長期計画の中では、次のような4点について力を入れていきたいとしていました。

1点目、安全なまちづくりの推進としての自然災害に対する対応できる体制の構築。2点目が、地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくり。3点目、町の将来を担う子どもたちを育む環境の充実。4点目、田村広域行政組合解散に伴うごみ処理などの対応。以上について、特に取組みを進める必要があるとしていました。

町としての正式な総括は別な機会にあると思いますが、町長として4年経って一つの区切りとしての中間総括と、今後予定されている岩江こども園の建設、そしてモンベルの誘致など、大きな事業が山積みしていますが、取組みの意気込みと、併せて9月に行われる町長選挙の対応についてお伺いをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。お答えをさせていただきます。

間もなく4年、3年半過ぎたところでありますので、振り返っての総括というお話からさせていただきます。

まず最初に申し上げたいのは、考え方の基本としてベースに置いたのは、少子高齢化社会へいかに対応していくかということが全てであります。全てこういった基本的な考えに基づいて、先ほど質問の中で紹介頂いた施策を広げてきたということになります。

そのスタートとして、まずは住民同士のコミュニティが必要というふうに考えましたので、たまり場、いわゆるサロン事業に力を注がさせていただきました。おかげさまで、現在では56か所できたというふうに報告を頂いております。まずそういった基本を大事にして、これから4点についてお話をさせていただきます。

1つは、安全、安心なまちづくりの推進というのを当初申し上げました。

具体的には、最近の大災害時代に備えまして、高齢者の避難計画の策定が求められております。現在は、個別避難計画が各地区とも順調に進めており、ほぼ全域にそういった考えが広がりつつあるのかなというところまで来ております。

一方で、初動の避難に必要な防災士につきましては、非常に多くの町民の方が育成講座に参加していただきまして、資格を取得していただいております。まさに住民主体、或いは町と住民の共同作業ということで一つずつ成果を出しつつあるのかなというふうに思ってお

ります。

ただ、これからは計画づくりだけではなくて、実際の避難訓練など実際に即した対応ができるようなことが課題ではないかというふうに思っております。

2点目の地域コミュニティと行政による新たな協働のまちづくりについてであります。これは言うまでもなく、三春町にはまちづくり協会という約40年の歴史を持つ安定した組織があります。それを基本に物事を進めていくということについては、変わりありません。

ただ、この3年間コロナの影響で、なかなか集まらない期間がありました。じゃあ、その間どうしたかということなんですが、今までの仕事のありようについて見直す時期でもありましたので、経常的にやっていた業務を見直して、役員さんの負担を軽くするというふうな動きがあったものというふうに思っております。

一方では、うちの地域ではこういうふうにしたんだという夢といいますか、構想、それを生かすために町としましては、今までのまちづくり交付金のほかに、その地域のアイデアを応援するための別枠の応援の交付金なども準備させていただいて、地域の夢を叶えるお手伝いをさせていただいているというところの総括であります。

3つ目、町の将来を担う子どもたちを育む環境の充実であります。真っ先に申し上げたいのは、間もなく具体的な工事が始まる認定こども園であります。

当初、待機児童の課題はあったんですが、今はそちらについては落ち着いておりますけれども、ますます子育て需要が増えて参ります。その拠点としてぜひとも必要ということの考えには変わりございません。間もなく具体的な工事が始まりますので、令和7年度の開園を目指して、非常に良い認定こども園を造っていきたいというふうに考えてございます。

一方で、新生児から18歳まで手厚く育てたいという基本方針を持っております。子育て環境の充実につきましては、今回の定例会にも関連予算を計上させていただいております。併せてやはり現場では、マンパワーが不足しているのではないかというふうな感覚も持っております。町からの経済的な支援ばかりではなく、実際人間による子育て世帯への手助けというのも必要ではないかなというふうに思っております。その部分については、まだ課題としてこれから取り組んでいきたいというふうに思っております。

4つ目の広域行政組合の解散に伴う対応であります。大きくごみ処理につきましては、少なくとも3年間は、現在沢石地区に立地しております田村西部環境センターにおいて、田村市からのごみを引き受けつつ、現状どおりの処理が続くということではありますが、それ以降については、田村市の方でもまだはっきりしておりませんので、引き続き旧田村郡内で連携して協議を進めていくという基本的な考えであります。

不幸にも解散ということにはなってしまったんですが、ごみ処理或いはし尿処理、そのほかこれからは地域医療、後は磐越東線の存続問題ということで、自分の町ファーストではとても対応できる時代ではありません。そういった解散のいわゆる苦い思いはしたわけですが、これからは大局に立って、この地域が全体としてどうすれば良くなるか、そういった視点で物事を判断して参りたいというふうに思っております。

最後になりますが、その他従来からの課題がございました。これはまちなか観光をどうするんだ、或いは農業の6次化をどうするんだというふうな課題が長年言われておりました。1つの町からの答えとしては、外から町の中へ、大きく人の流れをつくることを考えてみたいということで、具体的にはモンベル関係の誘致を今進めております。

具体的なことについては、近くお話しできるタイミングが来るかと思いますが、現在も最終調整に向けて調整を行っているところです。

こういった人の流れを大きく呼び込みまして、今申し上げましたまちなか観光、或いは農業の6次化、生鮮野菜、或いは加工食品などを販売する機会を大きく作って、町全体の経済が活性化すればいいなというふうに思っております。

大変かいつまんだ総括で申し訳ないんですが、「もう4年間」というお話でありましたけど、まだ半年ございます。ちょうど今は年度変わりの一番大事な時期でありまして、今までの改善を要する部分の総括、或いは令和5年度に向けての方向性をきちんと定めていくというのが、町としてこれは必ずやらなければならない仕事だというふうに思っております。今は、それに向けて全力で取り組んでいきたいというのが、私の偽らざる気持ちであります。

したがいまして、今お話にありました町長選の対応につきましては、正直申し上げましてじっくりと静かに考える時間を頂きたい、そのように考えてございます。どうぞご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 「今現在はじっくり考えたい」という答弁でしたが、例えば広域の問題、これは3首長がよく話し合って、今じゃなくても将来的なことを考えていかなければならないというふうに思います。

そして、こども園とモンベルと山積みされた問題はたくさんありますが、確かに今、年度末で忙しいという時期なんですけど、やっぱりその将来に向けての、今はこうだからじゃなくて、もっと頑張るぞという、これに向けて頑張るぞというそういった町長の今の意気込みを、もう少し聞かせてほしいなと思うんですが、例えば広域としても、とりあえず3年間のごみ処理は何とかなるという段階ですが、その3年先の話なども含めてお話ししていただければというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 選挙戦に出る、出ないの判断というのは、非常に重いものがありますので、今ここで軽々に発言するものではないなというふうに思っております。

ただ、それをちょっと脇に一旦置かせていただきまして、これから三春町として将来に向けてどうしていくかというのを改めてお話をさせていただきます。

今ご指摘があったとおり、平たく言うと住んでいる方にとっては、あまり市町村の境というのは関係ないというふうに私は思っております。便利な施設が例えば郡山市にあってもいいだろうし、それを同じ市民と同じように利用できるような行政に今変わりつつありますので、そこは尊重していきたい。

ただ、田村地方として、中山間地としては、これから先ほど申し上げましたとおり、ごみ処理当座は大丈夫だけど、その先どうなんだというビジョンをこれから出さなくてはいけない時期になります。この辺については、私としても考えは持っておりますが、やはり解散したという経過はありますが、同じ方向を向いて全体の人口を合わせても6万3,000人に行くか行かないかしかない旧田村郡でありますので、自分のまちファーストだけではとてもやっていけないのは、誰の目から見ても明らかでありますので、そこはやはり田村市の首長さん、小野町の首長さんと話をじっくりと重ねながら、より良い方向を導き出していくことに尽きるかと思っております。

積極的に取り組んでいくということで、三春町として、場合によっては機能をリードして

いきたい、そういうふうには思っております。

「もう少しやる気を見せる」というふうな趣旨のお話でありましたが、物事、物の言い方がこういった抑え気味で発言する癖でありますので、その裏にある熱い思いを理解していただければありがたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 2点目の犬・猫の殺処分ゼロに向けてであります。

昨年、改正動物愛護管理法が施行されました。その中で、「犬猫の所有者は適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止の措置を講じなければならない」と、努力義務から義務化されたということであります。

飼い主のいない猫、一般的には地域猫と言うそうではありますが、その地域猫に対して、県内では不妊去勢手術助成事業で殺処分ゼロに取り組んでいる市と町があります。三春町でも命を大切に作る町として、殺処分ゼロに向けて取り組んではと思っております、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 第2の質問についてお答えいたします。

初めに、改正動物愛護管理法の概要ですが、令和元年6月19日に公布され、令和2年6月1日に一部を除いて施行、令和4年6月1日から完全施行となりました。

主な改正内容としましては、1点目、動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化。2点目としまして、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進など。3点目、動物の適正飼養のための規制の強化。4点目、都道府県などの措置等の拡充。5点目、マイクロチップの装着などになっており、繁殖防止の措置につきましても、第37条にて適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のための生殖を不能にする手術等を措置しなければならないと規定されております。

次に、殺処分された福島県内の現状ですが、市町村別の頭数は公表されておきませんが、県全体となりますが、令和2年度は犬が112頭、猫が1,323頭、令和3年度は犬が112頭、猫が799頭となっており、令和2年度で見ますと、全国で犬が7位、猫については1位と上位になっております。

郡山市では、飼い主のいない猫、いわゆる地域猫への餌やりや排泄物の処理、周辺の清掃などを行い、近隣の方々へ迷惑をかけないように管理していただくボランティア団体に対しまして、不妊去勢手術費用の一部を助成する事業を行っております。

まずは、飼い主のいない猫を適正に管理していただけるボランティア団体の立ち上げが優先と考えますので、区長会等を通じまして各地区に働きかけて参ります。そのうえで、そのようなボランティア団体が設立された際につきましては、費用の助成について検討したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) まず、ボランティア団体の立ち上げということなんですが、県内では5つの市と町が助成を行っております。金額は去勢、不妊、それぞれ違うんですが、4、

000円から安いところでは2,000円という金額になっています。これは去勢ですね。不妊に対しては約倍ですね。5,000円から8,000円の助成を行っています。

そして、日本動物愛護協会の方では、去勢手術に対しては5,000円、雌の不妊手術に対しては10,000円の助成を、これは抽選とかそういった、全部が該当するわけじゃなくて、抽選とか何か数に限りがあるようなんですけれども、こういったそんなに高い金額ではなくて、何千円という金額で助成を行っています。県内では。

そういったことで、犬が殺処分全国7位、猫が1位という、県内では本当に不名誉な数が出ております。何千円でこれが少しでも解消できれば、これはやっぱり学校教育でも命の大切さということを訴えていますので、この辺何千円で解決できればボランティア団体を立ち上げて、新たななんていう問題じゃなくて、その辺をもっとスピーディーに取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 再質問にお答えいたします。

先ほど郡山市の事例を述べさせていただきましたが、郡山市につきましては、補助対象事業費の2分の1の助成をしております、雄猫に対しましては4,000円、雌猫に対しましては8,000円という形で助成をしていると聞いております。

そのほか、県内市町村につきましては、地域猫に対して以外、飼い犬に対しても助成をしている市町村はございますので、そういった取組みを参考にしまして、三春町としてどのような取組みがよいか、今後研究して参りたいと考えてございます。

なお、命の大切さという形ではありますが、地域猫と言われるのを発生させないのが一つの必要かと思っておりますので、猫を飼う方に対しまして、猫を飼う大切さにつきましても、町としまして住民の方に周知を図りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 新たな取組みを前向きにしてくれるのかなというふうに感じましたが、今言った命の大切さ、これをやっぱり広報などを通じて、例えば地域猫はこんなふうにしてほしいとかってというようなこともきちんと訴えていって、犬猫の殺処分ゼロに向けて三春町は取り組んでいるんだよということを知らせてはどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 議員様からご提案頂いたとおり、町広報または区長会さんを通じまして猫の飼い方、犬の飼い方につきまして、町民の方に周知をしたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 3点目ではありますが、図書館での電子書籍サービスについてであります。

パソコンやスマホの普及、また、学校でのGIGAスクール構想など、電子化の普及が飛躍的に進んでいます。図書館での電子書籍サービスでは、図書館の開館日や時間を気にすることなく、そして予約や返却、督促といった業務が必要ありません。

また、町の独自資料などを公開することも可能であります。既に図書館のある全国の自治体25%が導入をしていますので、三春町でも導入し住民サービスの向上を図ってはと思いますが、お伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

図書館の電子書籍サービスにつきましては、電子的に記録された書籍につきまして、図書館での利用登録等により、窓口に足を運ぶことなくパソコンやスマートフォンなどで検索や貸出しが可能となるものであります。

現在、様々な分野で書籍の電子化が急速に進み、図書館の電子サービスにつきましては、県内ではこれまでに郡山市やいわき市など、5つの自治体で導入されているところであります。

電子書籍サービスにつきましては、時間や場所にとらわれずインターネットを通じて書籍の検索、貸出し、返却等が可能となり、図書館利用の利便性の向上、また貸出し業務等の効率化が図られるものと考えております。

また、町役場の関連資料、或いは町施設のデジタルガイドなどのコンテンツを電子書籍化するなど、図書館の独自資料の発信ツールとしても活用ができるものと考えております。

導入に当たりましては、町民のニーズに対応した利用可能な電子書籍の整備や紙媒体との書籍管理の併用など、システムの導入経費及び電子書籍の使用料、その他の費用対効果を十分に検証する必要があると考えております。

図書館の電子書籍サービスにつきましては、今後、他市町村の導入状況や利用実態、システム導入等に係る費用の調査、研究を進めるとともに、デジタル化の進展に伴う利用者のニーズも踏まえ、利用しやすい環境の整備に向け導入について検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 電子書籍の利用は、若者、20代から30代の若者の大体25%から35%が利用しているというアンケート調査があります。こういった若者の、今現在の図書離れ、本離れということがよく言われています。そういった中で、こういった若者がもっと本に親しみやすく、そういった条件の確保が必要じゃないかというふうに思うんですね。

確かに、システムの導入とか、あと著作権の問題だったりして、なかなか金額的にも大変なところがあると思うんですが、ひとつ若者の図書離れ、そういったことを考えれば、導入するメリットはあるのかなというふうに思うんですが、そういった費用対効果ばかりじゃなくて、もっと若者に寄り添った図書館の在り方というのを進めていってほしいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

若者の読書離れに対する大きな成果になるというご意見でございますが、ちょっと現状をお話させていただきますと、現在三春町民図書館でカードを作成しておりますが、そのカードの取得率の年代構成を見ますと、10代については全体の8.2%、10代の所持率は89名という数字になっておるようです。

それから、20代については全体の3.5%、20代の所持率は39名ということになっておりますので、若者がなかなか図書館に足が運べないというような状況については、ご指摘のとおりかというふうに考えております。

そういった世代に対して、具体的に導入が効果があるかというふうには考えておりますが、いかんせんまだ情報が、私たちの手元に寄せられている情報が少ないので、その辺りを十分準備しながら、三春の町民の方々が、若者も当然そうなんです、読書の文化に深く親しみ、豊かな生活が築けるような、そのような施策になるように少し研究の時間を頂戴したいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) ひとつ若者が利用しやすいようにお願いをしたいと思います。

併せて、町独自の資料を、町独自で公開できる資料などあると思うんですが、そういったものの電子化というのはどの程度進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

町の行政資料の電子化については、具体的に今データは持ち合わせてはおりません。ただ、図書館に様々な行政の事細かな資料が年度ごとに整理はされているということがありますので、そのアーカイブ化、そして電子化については喫緊に取り組まなければならない内容だというふうに考えております。現在の図書館では、そのような状況であります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で6番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 2番橋本善次議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○2番(橋本善次議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきましたモンベルストアの出店についての質問を行います。

昨年のモンベルストアの三春町への出店報道以来、県内外のアウトドアレジャーを楽しむ関係者から、大きな期待と羨望の声が聞かれます。三春町への誘客は滝桜の開花期に集中しておりますが、モンベルストアの誘致により通年の誘客が現実のものとなります。交流人口、関係人口の増大は町の活性化、地域経済の活性化につながるとともに、町民の心身の健康増進に大きく寄与するものと思われま。

私自身も、コロナ以来自分自身の健康増進のため、県内の低山登山を楽しんでおり、モンベルの一会員でもあり、今回のモンベル誘致を歓迎するとともに大いに期待しているところであります。

一方では、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻後の円安、物価高、原材料の高騰に苦しむ中小零細事業者、飼料・肥料高に苦しむ農家、格差分断が広がる非正規雇用者等からは、「一民間企業を優遇しすぎるのではないか」との声も聞かれます。

モンベルストア誘致を町の活性化、地域経済の活性化へどう結びつけるのかという観点で

次の質問を行います。

まず、基本的なことからお伺いいたします。

(1) アウトドア・アクティビティ拠点施設整備事業については、本年度3月補正予算に計上されております。モンベルストアについては、現在、基本設計・実施設計を進めていると聞いておりますが、開店時期、事業費についてお伺いいたします。

(2) 先日の議会全員協議会において、モンベルストア・ユニットキャンプ設計・カヤック艇庫設計、コテージ設計、ジャパンエコトラックルートマップ作成について、15億5,000万円超の概算費用が示されました。

モンベルから示されたグランドデザインには、上記のほか、三春の里コテージ改装、石畑水生生物観察園の湿地の移設、遊具エリアの整備、遊歩道の整備も含まれておりますが、これら全ての計画を事業化するのか。実施する場合の全体の事業費は幾らになるか。全体の開業時期はいつか。

また、財源についてはデジタル田園都市国家構想交付金の「地方創生拠点整備タイプ」を活用するとのことですが、町費の投入額は幾らになりますか、お伺いいたします。

(3) カヤック艇庫や浮棧橋、さくら湖の湖面利用等で三春ダム管理事務所との協議・調整が必要と思われますが、進んでおりますか、お伺いをいたします。

(4) 全施設開業後の誘客数の見込みについて、また、町の税収にどの程度寄与すると見ておりますか、お伺いいたします。

(5) 交流人口・関係人口の増大が期待できると思いますが、これら来町者のまちなか観光や通年観光へどう結びつけますか。また、移住・定住・2地域居住に向けた方策についてお伺いをいたします。

(6) モンベルの出店を、「ほたるの里」や豊かな里山景観が残る北部地域の振興・活性化へどう結びつけるか、その方策をお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

1点目のアウトドア・アクティビティの拠点となる施設の開設時期についてであります。令和6年度のできる限り早い時期を目指していきたいと考えております。事業費につきましては、今回の補正予算として関連予算も含め、約9億9,800万円を計上させていただいております。

2点目のアウトドア環境創出グランドデザインで提案のありました内容の全てを事業化するのかについてであります。まずは企業誘致の観点から、アウトドア・アクティビティの拠点となる施設整備を優先的に行い、次に、カヤック艇庫やキャンプ場、レンタル用サイクリングなどの整備を進めたいと考えており、それ以外の提案内容につきましては、事業化するかも含め、今後検討を進めて参ります。

財源・町費のお質しにつきましては、今回の補正予算の歳入として、デジタル田園都市国家構想交付金として約4億9,000万円を見込み、町債としても同額の約4億9,000万円を見込んでおります。

町債につきましては、後年度、交付税措置のある町債を活用するなど、交付金と併せて、できる限り町単独費の負担を軽減しながら事業を進めたいと考えております。

3点目の三春ダム管理事務所との協議・調整についてですが、現状で想定される協議・調整を要する内容につきましては、既に相談をさせていただいております。今後は、具体的な計画

をもとに協議・調整を進めることとしております。

また、三春ダム管理所も含め、中妻や中郷地区のまちづくり協会、区長会、商工会、観光協会、さくら湖流域協働ネットワーク、応用地質、三春まちづくり公社、福島県を構成員といたします「アウトドア環境を生かした地域活性化会議」を既に立ち上げており、幅広い方々からのご意見を頂きながら取組みを進めていきたいと考えているところであります。

4点目の開設後の誘客数の見込みについてありますが、三春町と同様の形で、既にモンベルとの連携を行っている北海道小清水町では、観光客の入り込み数が1.5倍になったとの結果が示されており、三春町においても同程度、もしくはそれ以上の効果を期待したいと考えているところでございます。

また、町の税収にどの程度寄与するかについてですが、具体的な試算・想定は難しいものと考えておりますが、モンベルを誘致することによる直接的な内容として、法人町民税や働く方々の住民税が考えられ、間接的な内容、いわゆる経済波及効果による内容としては、町内での買い物や飲食、宿泊などをしていただける方をどのように増やしていくかが重要だと認識しているところでございます。

5点目のまちなか観光や通年観光へどう結びつけるかについてですが、先ほども申し上げましたが、町内で買い物や飲食、宿泊などをしていただき、経済波及効果を高めるためには、街なかへの誘客や年間を通した誘客といったことが重要になってきます。

具体的な取組みとしては、近年、道の駅などで設置してある「まちナビカード」のような取組みを考えております。まちナビカードは、個別のお店を紹介するカードでありまして、自由に持ち帰りができ、そのカードを持ってお店に行くと、何かしらの割引サービスが受けられるといったものになります。

また、今後の検討にはなりますが、街なかへの誘客としては、町内にある散策路や遊歩道の活用、年間を通した誘客としては季節に応じたアウトドアイベントの開催などを検討していきたいと考えております。

また、こうした内容につきましては、先ほど申し上げました「アウトドア環境を生かした地域活性化会議」や、関係者の皆様との協議や意見交換を行いながら進めていきたいと考えております。

次に、移住・定住などに向けた方策についてですが、まずは、アウトドアを通して町に訪れていただくことで、三春の魅力を知っていただく、興味を持ってもらうことなどが大切だと考えております。

そうした段階から、移住・定住などにつなげていくために、住まいや仕事、子育ての支援に係る情報提供や移住・定住などの相談に対応する体制などを強化していきたいと考えております。

6点目の北部地域の振興・活性化にどうつなげるかについてですが、北部地域を周遊するサイクリングコースの設定により、町全体の活性化を図っていきたいと考えております。

最後に、今回のモンベルの誘致については、今までの雇用を生み出す形の企業誘致ではなく、新たな人の流れを生み出すための企業誘致だというふうに考えております。

三春町に訪れていただく方のきっかけづくりをモンベルに担っていただき、三春町を訪れた人々にアウトドア・アクティビティを楽しんでいただく、また、町内を周遊し、買い物や飲食、宿泊などをしていただくことで、地域全体が活性化していくための取組みと考えており、皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次議員。

○2番（橋本善次議員）　まずは、拠点整備を優先するということでもあります。メンバーのグランドデザインによりますと、カヤック庫やキャンプ場は令和7年度の開設を見込んでおるようでありますけれども、町としてもこれでよろしいのか、お伺いいたします。

○議長　　当局の答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長　　ただいまの質問にお答え申し上げます。

カヤック場の整備につきましては、拠点整備と同じく、令和6年度のできる限り早い時期の開設を目指していきたいと考えてございます。

キャンプ場につきましては、カヤック場と一体的な施設になろうかと思っておりますので、カヤック場の開設時期にできる限り合わせてというか、近づけた形で開設を目指していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長　　以上で2番橋本善次議員の質問を終結します。

○議長　　10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員）　議長からお許しを頂きましたので、さきの通告書に基づき質問させていただきますと思います。

それでは、第1の質問に入ります。ごみ集積場の修理の助成に関する問題です。

1つ目、ごみ集積場の建て替え及び修繕に対する助成金についてです。

町内では、ごみ集積場がたくさんあると思います。形態も様々で、路地置きのものに防鳥・防獣ネットをかけたもの、また立派な小屋型のものまで形態は様々だと思えます。それが経年劣化や外的要因によってネットや工作物が破損した場合、また高額な建て替え、そういったことが発生することがあるかと思えます。

そういったときに修理しているのは、そこにごみを出している方々になるかなと、町内会の方々になるかと思えます。集積場の修理に高額な費用がかかった場合、地元の人々がお金を出し合って修繕していると聞いたことがあります。

そこで、ごみ集積場の建て替え、修繕に一定の金額がかかった場合、町が補助または助成することができないか伺います。

○議長　　質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長　　お答えいたします。

ごみ集積所は三春町全体で349か所あります。形態につきましては、小屋型から路地置きと様々であります。ごみ集積所につきましては、利用者の方々が協力しあって維持管理を行っていただいております。小屋型の集積所については、自治会費やコミュニティー助成事業等により整備をしていただいております、地区住民の方々にご負担を頂いているところでございます。

昨年の定例会12月会議での篠崎議員からのごみ収集についてのご質問に答弁させていただいたとおり、今後、少子高齢化、人口減少が進行する中、自らごみを集積所に出すこと

が困難な方への戸別収集の拡充、分別・収集体制の見直しを内部で検討しております。

素案ができましたらお示しさせていただきますので、現時点におきましては、引き続き地区の住民の方々に維持管理について、ご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 再質問です。

答弁の中で、コミュニティー助成事業とありましたが、そちらの方はどのようなものがあるのか、具体的に簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えさせていただきます。

コミュニティー助成事業につきましては、宝くじを活用しました助成事業となっております。以前につきましては、ごみ集積所の小屋型の設置につきまして、助成対象でありましたが、現時点につきましては対象外という形になってございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） それでは、第2の質問に移らせていただきたいと思います。

第2の質問は、田舎暮らし七か条をとということです。

先日、三春町地域おこし協力隊の方が着任したということで、今後の三春町の魅力のPRなど、情報発信などの活躍に期待をしたいというところにあります。

私も約20年前に三春町に越してきた移住者であります。当町に越してきて感じたことが、当町と同じ取り組みをしております福井県にあります池田町、こちらの施策のひとつにありました。こちらを紹介して、当町でも似たような発信ができないかということの検討をしていただきたいなと思います。

それでは、池田暮らし七か条という、池田町の取り組みについてご紹介していきたいと思っております。

「池田暮らしの七か条」

第1条、集落の一員であること、池田町民であることを自覚してください。

第2条、参加、出役を求められる地域行事の多さとともに、都市にはなかった面倒さの存在を自覚し協力してください。

第3条、集落は小さな共同社会であり、支え合いの多くが習慣であることを理解してください。

第4条、今までの自己価値を押し付けないこと、また都会の暮らしを地域に押し付けないこと。

第5条、プライバシーが無いと感じるお節介があること。また、多くの人々の注目と品定めがされていることを自覚してください。

第6条、集落や地域においての、濃い人間関係を積極的に楽しむ姿勢を持ってください。

最後、第7条になりますが、時として自然は、脅威となることを自覚してください。特に大雪は暮らしに多大なる影響を与えることから、ご近所の助け合いを心掛けてください。

以上ですけれども、これら全てが三春町に当てはまるとは私も全然思っていないし、この七

か条について捉え方は人によって違うかなと思います。私がこちらに越してきた時に、非常に感じたことが割とこの七か条に載っていたのかなと思います。

当町に越してきてこんなはずではなかったということで、すぐに転居されてしまうことがないように、検討されてみてはいかがでしょうかと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

福井県池田町の「田舎暮らし七か条」について、池田町の区長会が作成したもので、作成の経緯は、地域行事への参加者が年々少なくなり、どの町民も最低限、集落の義務は果たしてもらいたい、せっかく池田町に住んで「こんなはずではなかった」ということを防ぎたいなどの思いから作成されたとのことであります。

表現の部分では、不適切ではないかといった批判があるとの報道はされておりますが、三春町でも地域ごとに、景観維持のための活動や伝統文化の継承、相互扶助の活動など、様々なコミュニティ活動が行われております。これらは、地域住民の相互の連携・協力のもとに行われ、一人ひとりの住民が豊かな生活を送るためには必要不可欠なものであり、池田町の区長会の思いは十分に理解できるものと考えております。

また、地域住民の相互の連携・協力のもとに行われるコミュニティ活動は、地域で新たに暮らす方々と地域住民が交流し、信頼関係が生まれ、地域のコミュニティ活動に積極的ではなかった地域住民の意識をも変化させながら、自然体で行われるのが理想だと考えているところです。

お質しの地域で新たに暮らす方々に向けた地域コミュニティへの理解を得るための情報発信についてですが、先ほど申し上げた内容を踏まえ、現状の取組みとしては、転入者に対して町内会への加入の案内を行い、その中で、町内会は地域住民が相互に連携・協力し、自分たちが住む地域を良くしていこうとする組織であること、地域美化や交通安全、防犯防災などの地域活動の重要性などを説明させていただいております。

改めて福井県池田町の「田舎暮らし七か条」のような情報発信を行うのではなく、今後こうした取組みを丁寧に継続していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

ここで、10分休憩に入ります。再開は11時15分。

..... 休 憩

(休憩 午前11時05分)

<休 憩>

(再開 午前11時15分)

..... 再 開

○議長 休憩前に引き続き再開します。

8番三瓶文博議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番（三瓶文博議員） 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2点について質問します。

まず初めに、河野広中没後100年記念事業についてであります。

河野広中は三春に生まれ、自由民権運動に身を投じ自由党のリーダーとなり、県議会議長として福島事件に連座し入獄、その後、第1回衆議院選挙以来14回連続当選し、憲政本党、憲政会などの幹部として活躍し、その間、衆議院議長、第二次大隈内閣の農商務相などを歴任、1923年12月29日に亡くなりました。

福島県庁と三春町に銅像が建つ明治から大正に大きな功績を残した政治家です。そこで2点お尋ねします。

1点目、どのような事業を予定しているのか。

2点目、事業のPRをどうするか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

三春町出身の河野広中は、明治から大正時代にかけて、自由民権運動や普通選挙運動などを牽引した三春町を代表する偉人の一人であります。令和5年は、河野広中が亡くなってから100年を迎えることとなることから、その業績を顕彰する事業を実施することで、自由や権利、民主主義などについて、町の内外での関心を高めることで、生涯学習やまちづくりの一環としたいと考えております。

現在予定している事業は、まず、今年3月末より5月まで、歴史民俗資料館におきまして河野広中の生涯を紹介する特別展を開催し、併せて歴史講座、史跡散策なども計画しております。特別展終了後は、自由民権記念館におきまして広中を顕彰する展示を継続して行っていきたいと考えております。

次に、河野広中に関しまして、幅広い世代の方々が知見を深め話し合うことができるような河野広中シンポジウムを、福島民友新聞社、石川町との共催により、秋頃に三春町、石川町の両町で開催する予定でございます。

また、町民の皆様、子どもたちが河野広中や自由民権運動について理解を深めていただくための出前講座を実施し、そういった内容を紹介する冊子や紙芝居などの作成も計画しております。

さらに、町内の小中学生が考える町の現状や課題について、「三春町のよりよい未来のために」というテーマのもとで、議会での質問や提案をする「第1回こども議会」を夏頃に開催する予定であります。

2点目の事業のPRにつきましては、記念事業のロゴマークを作成して統一したPRを実施するとともに、事業内容や河野広中の功績を紹介する動画を制作し、公共施設のサイネージや町公式YouTubeなどで公開する予定でございます。

また、歴史民俗資料館の特別展を、河野広中が自由民権運動を最初に実践した石川町と共催し、先ほどもお話ししましたとおり、両町で企画展を開催し、相互にPRを行う予定でございます。

同様に、シンポジウムの開催につきましては、石川町のほか、河野広中が創立したと言われる福島民友新聞社と実行委員会を立ち上げ、メディアを加えたPRを予定しております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員）　ただいま主な事業5つですか、答弁がございましたけれども、歴民の特別展ですね、あとシンポジウム、出前講座、こども議会、前からこども議会は議会でもぜひやってほしいというような思いがあって、素晴らしい取り組みだと思います。

これを大きく宣伝する意味で、これから桜の時期を迎えるわけでございますけれども、三春を訪れる方が多いときに、来町された方に、また、歴民にもなかなか登れない方もいらっしゃると思うんですね。もっと広く河野広中の業績をPRしなくては行けないと。

それについてなんですけれども、町の中で、今回こういったポスターをこの前頂きまして、多分これの大きなポスターが飾られるんだと思うんですけれども、この上だけ見ていると、三春の人は河野広中と分かります。しかし、県外、外からいらっしゃる方にはなかなか分からないので、この後ろ書きでもいいんですけれども、あと年譜でも構いませんけど、そういったものをパネルにして、町の観光客の目のつくところに掲げてはどうかと思います。

今、戊辰から明治にかけての近代日本の歴史に、非常に思いを馳せる方が多いと思います。この没後100年を、ぜひ観光にも引き込めるようなアイテムとして考えていいんじゃないかなと思うんですけど、いかがお考えかお答えください。

○議長　　当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長　　ご質問ありがとうございます。先ほどPRについて若干触れさせていただきましたが、実物をお持ちしてご覧頂きたいと思います。

まず、こちら没後100年を記念するロゴマークを制作いたしました。かなりインパクトが強いものを作成させていただきました。これを1年間通して、まさにシンボルとして活用していただくということでございまして、先ほどお示し頂いたポスターがこちらでございませぬ。まだまだ宣伝すべきところは数多あるかと思いますが、それはこれから知恵を合わせて、より良い効果的なPRに努めて参りたいというふうに思います。

まず何よりも、広中自身が100年前にどんな実績を残し今があるのかということ、子どもたちにも、町民の皆様にも改めて認識していただき、これがまた町の活性化の一つにつながればと考えておりますので、皆様にも様々な面でご協力を頂きながら、1年間様々な面でのPRをお願い申し上げて回答とさせていただきます。

○議長　　質問あればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員）　あと今回の事業の中で、啓蒙事業、2月21日の全協で報告されました事業の内訳の中で、先ほどの答弁にもありましたけれども、河野広中の出前講座を実施するというふうな話もございました。そのときの資料の中では、「町内の小学校で河野広中や自由民権運動に関する出前講座を実施するとともに、それらを紹介する冊子や紙芝居等を作成します」と、そのように報告されているんですけれども、私は中学校もやるべきだと思うんですね。

それは、2月19日に民報新聞に、石川町で石陽社顕彰会が河野広中の没後100年を記念して、石川町の高校生5人、石川町出身の漫画家の指導で作品集をつくった記事で、漫画で河野広中の日常生活や演説に挑む姿などを描きました。「自由民権運動を楽しく学べるよう工夫した」と書いてございました。

私は、高校生がそれに取り組んだこと、また広野を題材にしたことは素晴らしいことだなと思いました。それとともに、ちょっと先を越されたかなというような思いもございました。

今、改めて議会や民主主義への関心を高める意味でも、中学校でも必要と思いますが、お

考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 子どもたちが河野広中を顕彰し、そしてふるさとの偉人として自分たちの誇りを持つための事業を幾つか考えている中で、その紙芝居とか冊子という考えが今出ているんですが、2月の全協の時には、小学生というような限定付の説明をさせていただきましたが、当然それは中学生も想定に入れてさせていただいております。

自由民権運動を社会の学習で学ぶ中学生の子どもたちが、より身近に考える機会として、学びの中でもその価値に気づいていくような、そのような展開ができればと考えておりますので、小学生も中学生も同じように考えていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(三瓶文博議員) 2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問ですが、三春に訪れる観光客の受入体制についてであります。

間もなく、三春が一番にぎやかな季節を迎えます。今年になりウィズコロナの中、それぞれの観光地に観光客が戻りつつあると報道等で報告されております。

三春町においても、滝ザクラ天然記念物100周年記念事業で、テレビCMが県内外に放送されると聞いております。県内外からの多くの人々が訪れることが期待されます。また、それに伴い、外国人観光客も増えると思われれます。

また、日本城郭協会が行っている続日本100名城に選定され、そこで行っているスタンプラリーも手伝い、お城山にもスタンプを押しに訪れるお客様が増えております。

また、平成30年6月、閣議決定された国の自転車活用推進計画を踏まえ、福島県自転車活用計画が策定され、福島県広域サイクリングルート、県内を8つのエリアに分け、県中地域では滝桜、城山公園も回るコースも、県のホームページで案内されております。全国的な自転車ブームの中、自転車で三春を訪れる方も増えると予想されます。

そこで、受入体制について3点お尋ねします。

1点目、観光ガイドの現状と今後の対応について。

2点目、三春駅周辺での情報発信について、どのような情報をどこから発信するのか。

3点目、自転車で訪れるサイクリングに対し、バイクラック(スタンド)の設置を考えているのか、お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の観光ガイドの現状と今後の対応についてであります。現在の観光ガイドにつきましては、みはる観光協会を中心に、三春町観光ガイドの会や三春さくらの会、各事業所の方々などに対応していただいております。

三春町の観光につきましては、滝桜観光を主として、年間を通して波がある現状にあり、また、ガイド等に関わっていただく方も限られておりますので、ガイド活動は困難な状況にあると認識をしております。

町といたしましては、昨年度から取り組んでおります「三春城VR」をはじめ、神社仏閣など三春町の観光資源の魅力発信を行うなど、通年観光に向けた施策を進めており、今後、

観光ガイドは益々重要になっていくものと考えておりますので、後継者の確保・育成等について抜本的な対策が必要であると考えております。引き続き情報収集を行い、みはる観光協会や三春町商工会、三春町観光ガイドの会などの団体と連携し、検討して参りたいと考えております。

2点目の三春駅周辺での情報発信について、どのような情報をどこから発信するのかについてであります。コロナ禍以降、大型バスの観光が減少し、個人やグループの旅行者が主体となり、観光客の嗜好や行動が変化していることを感じております。

また、今後は自転車利用による旅行者や、インバウンドによる鉄道での移動の増加も想定されます。インバウンドの対応につきましては、今年度、滝桜の現地において日本語と英語による音声ガイド「音旅」を整備し、三春町歴史民俗資料館に設置する「三春城VR」体験における英語によるガイドを設定するとともに、これまで制作、公開して参りましたYouTubeにおける滝桜への映像、こちらへ多言語字幕紹介など行うなど、インバウンド需要を見込んだ対応も進めております。

また、三春駅については、現在、磐越東線活性化に向けた協議が福島県と沿線市町で進められておりますので、磐越東線沿線の魅力発信にも取組んで参りたいと考えております。

今後も、変化し続ける様々な形態の観光ニーズに応えられるように、滝桜やまちなか観光の情報などをパンフレットやSNS、QRコードなどを活用し、分かりやすく伝える対応を進めて参ります。

これまで、三春駅周辺では情報発信の場所として、三春駅内部の展示コーナーや「ばんとうプラザ」などで観光PRやパンフレットの配布、レンタルサイクルなどの事業を行っております。まずは、これらを中心に機能充実やサービス拡大を行い、観光情報発信に取り組んで参りたいと考えております。

3点目の自転車で訪れる観光客の受け入れについてであります。近年、サイクリングで町内を観光される方の姿を多く見かけるようになってきております。今年度、なかもみ蔵ときたま蔵にサイクルスタンドを設置することとし、自転車による観光振興にも着手したところであります。

また、今後アウトドア環境を活用した観光にも注力して参りたいと考えており、自転車は重要な観光ツールと捉えておりますので、自転車を活用した観光対策について引き続き検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番（三瓶文博議員） 1点目の観光ガイドの件ですが、先日、観光ガイドの会の会長さんと会ってお話をして参りました。会の活動を聞きますと、会員の減少、高齢化により活動がなかなかままならないと、そういった状態だとのことでした。

ガイドの役割は、名所旧跡・文化財等を案内するとともに、地域の魅力を直接発信できる強みがあると思います。三春の観光は、名所旧跡に行っても、それを迎え入れる環境が整っていません。その観光の弱さを補うのには、何といたってもガイドの果たす役割は大きいと、そのように考えます。

答弁では、「団体と連携し検討する」とのことですが、これは急を要す課題ですので、町が中心となり、人材確保、育成にも早急に関わるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

ご指摘のように、ガイドの方における事業につきましては、案内のみでなく魅力発信をしているということは認識しておるところでありまして、ご指摘のありました人材の減少といえますか、人手不足という部分につきましても、各方面から伺っているところがございますので、町として主体的に取り組む事業と、あとは団体などに支援していく事業、いろいろあると思いますので、そちらを協議しながら検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博議員) 2点目の駅周辺での情報発信でございますけれども、コロナ前に、桜の時期に駅で観光客を誘導するボランティアをしました。1車両から大体50から70人の方が一回に降りて来られます。そのうち3分の1ぐらいは外国人でございました。鉄道利用の観光客にとっては、駅は三春の入口になるわけでございます。

また、駅に着いたとき、町の観光情報を街に誘導したいために、いろいろインフォメーションしたいんですけども、どうしてもバスに並んでしまいますので、その情報発信不足というのを非常に感じた思いがございます。駅に着いた時、街の観光情報をインフォメーションできる環境が必要と思います。

そこで、3月17日で駅前健康サロンが閉館すると報告がございました。閉館後の利用として、情報発信の拠点として活用すべきと考えます。町への入り口で、町なかのイベント、今般であれば河野広中特別展なり、三春城のVR、そして2月28日発表の城内のVRですね、そういったもののPRも、そういった場所だとなかなかと思いますね。

また、デジタル情報に弱い世代、三春を訪れる観光客の中で、やはりデジタル世界に弱い方たちも結構多いと思うんですね、年配の方たち。そういった方たちの対応、またインバウンドの対応にもマルチに情報の発信が可能と思います。サロンの利用をどう考えるかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 お答えをいたします。ご質問の駅前健康サロンにつきましては、これまでもその部分を一部備蓄倉庫として使用しており、また各種選挙が執行される際には、投票所としても利用して参りました。今後の活用方法につきましては、これらの利用状況や、先ほどお答えしましたとおり、福島県や沿線市町村などによる磐越東線活性化を検討していることなどを踏まえまして、関係各課で利用方法を検討しているところであります。

観光情報の発信施設としての利用も視野に入れまして、今後検討を進めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博議員。

○8番(三瓶文博議員) 3点目につきましては、サイクリングでございますけれども、冒頭で述べましたが、今県を挙げて自転車に力を入れております。三春でも2つのサイクリングイベントを、私も関わっておりますけれども、行っています。そこで感じるのが、自転車を置く環境がないということなんです。磐越東線でも、自転車をばらさず乗せられるようなサイクルトレインを今検討しているというふうな情報を伺っております。

サイクルスタンド、バイクラックは、サイクリストや自転車で来る方へは、これはおもてなしだと思います。北町、中町に2か所設置のことですが、まだまだ足りないなと思ってお

ります。来てもらって、見てもらいたいところに設置しなくては意味がないのではないかな
と思います。早急な対応が必要と思いますが、どのようなお考えか聞かせてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

これまで公共施設には、ご指摘のバイクラックなどは設置しておりませんでした。現在、
きたまち蔵、なかまち蔵に設置する町なかの施設等において、駐車場との取り合い、或いは
歩行者・来場者への影響も考慮していかなければならないために、今回は2か所、1台ずつ
を設置するものでございます。

まだまだ足りないというご指摘がございましたが、今後その利用状況を踏まえまして、増
設や設置箇所の追加等を検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で8番三瓶文博議員の質問を終結します。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時とします。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………
(休憩 午前 1 1 時 4 4 分)
< 休 憩 >
(再開 午後 1 時 0 0 分)
…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 休憩を閉じ、休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件につ
いて質問をいたします。

第1件目、地域サロンについて。

三春町の人口ビジョンによりますと、現在、人口は1万7,000人を切っており、204
0年には1万3,000人前後と予測されるそうです。この2040年には65歳以上の老
年人口が43%になり、2人に1人近くが老人という人口構成になるという推計がされてい
ます。

また、コロナウイルス感染症により、ここ3年間、様々な行事が中止になったり、縮小さ
れ、人々のつながりが希薄となったことは、皆さんも実感されている現状だと思います。

私の貝山地区にも、子どもの頃にありました、権現講、お釜講、山の神、念仏講、甘酒祭
り、お稲荷様や薬師様、白山様のお祭りなどがあり、人々が幾重にもつながっていました。
こういったものが今、消えてしまったり、消えつつある現状だと思います。時代が大きく変
換しているのかと思われま。

この地区サロンの活動は、地域のつながりを再構築してくれる、また、介護予防にもつな
がるすばらしい活動だと思います。そこで、以下の6点について伺います。

- 1、町内のサロンの数は幾つか。
- 2、地区サロン立ち上げ時の町からの助成金は幾らか。

3、早くより取り組んでいるサロンに対して、エアコン等の整備を助成する考えはあるのか。

4、スクエアステップの指導講習を再度取り組むことはできないか。

5、ゲームなどの物品を町の1か所に保管し、貸出しができるように物品を共有することはできないか。

6、町のサロン活動交流会を設けてはいかがか。

以上、質問いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第1の質問にお答えいたします。

町内のサロンの数は、2月24日現在、56か所となり、各地区で活動が行われております。

2点目のサロン立ち上げ時の町の補助金についてであります。サロン開設に必要となる備品の購入や、活動施設の整備費等に係る助成として、開設時の1回に限り50万円を上限として補助をしております。加えて、サロン活動の年間回数に応じて、年間3万円から7万円をまちづくり協会を通じて助成しております。

3点目の既に開所していたサロンにも備品購入費や活動施設の整備等に係る助成が該当するかというお質しについてですが、特定のグループでのサロン活動を、地域の誰もが参加できるようなサロン活動に発展させるといった場合などは助成することも可能であり、個別の内容を踏まえた上で対応していきたいと考えておりますので、ご相談いただければと思います。

4点目のご質問のスクエアステップについてお答えいたします。まず、スクエアステップというものは、筑波大学の教員が考案した、子どもから高齢者まで楽しく参加し、運動機能や認知機能の向上が期待できる運動プログラムのことを指しております。安全かつ効果的に実施するために、地域で指導を行う場合は開発元のNPO法人が認定する指導員資格の取得が求められております。また、指導員の補助役として「スクエアステップリーダー」という制度がございます。

町では町民の運動普及を目的に、これまで令和元年度と3年度に2回、指導員養成講座を開催しております。合わせて29名が受講し、指導員資格を取得してございます。現在、町内で地区サロンや保育所など希望する団体に指導や支援の活動を行っております。

今後の活動推進に向けては、これまで養成しました指導員が、さらに活発に活動できるよう、必要な活動支援を検討するとともに、持続可能な体制を確保するため、必要に応じて指導員講習会を開催する考えであります。

5点目のサロンに貸し出せる物品を1か所で管理することにつきましては、現在保健センターや体育館、社会福祉協議会等で所有する物品をご活用いただいておりますが、貸出専用でないため、すぐに1か所に集約するという点は難しい点もございますので、情報を集約して利用しやすい形でサロンの皆様に提供できるよう努めて参りたいと思います。

6点目のサロン交流会についてでございますが、さきに述べましたように、地区サロンが56か所となりまして、活動頻度は週1回から月1回など様々であります。各サロンの皆様が工夫を凝らして積極的に取組みされており、サロン同士の情報交換により、活動内容の充実が図られると考えております。昨年は町内全体の交流会を開催いたしましたが、今後は各地域単位や相互の交流会など、様々な機会を設けていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) サロンのお世話役の方が、あの手この手といろいろ創意工夫をして参加者の方が増えるように、輪が広がるように、また、継続して取り組めるように頑張っていると思うんです。

町では年3万円の助成金も下さるということなんですが、そういった中で、自分たちでゲームの道具を購入してみたけれども、あまり好評でなくて結局使えなくなってしまうとか、そういった無駄なことがないように、ある程度町の一角にそういったものを、ゲームなどは1か所にまとめて貸出しができるような、そういった工夫を、すぐには言いませんので、徐々に整備をしていただいて、お世話役の人たちが、「あっ、このゲームはここへ行って聞けば何とか手に入るな」、「やってみれるな」とか、そういった整備をぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問のとおり、各地区のサロンの世話役の方々が大変な情報を集めたり、いろいろと工夫されて取組みしていることと承知しております。

お質しのように、ゲームも購入しても使い勝手が悪かったり、いろいろあるかと思えます。可能な限り町で持っているもの、それから、各団体で共用できるようなものは積極的に情報提供して使いやすい形としていきたいと思えます。

さらに、各まちづくり協会単位で1か所で管理をして、そこから各サロンに持ち出して使っているというような地区の取組みの例もございますので、そういった活動の工夫なども、相互の交流によって情報を、よりよい工夫を共有できるような体制、仕組みづくりに努めて参りたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 各まちづくり協会ごとにそういった備品があると、大変我々は活用しやすいなと思って期待するところであります。

サロンの交流会ですね、お世話役の人たちがもう手探りで始めているという現状だと思うので、交流会というのはぜひ取り組んでいただきたいと思えます。これが充実していければ、将来的には町民大サロン大会などができて、町民スポーツ大会の年代とは違った層の方々のそういった町ぐるみの交流ができるのではないかと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

サロンは、各地区に急激に56か所と増えております。まだ始まって1年、長いところもありますけれども、それぞれがまずは開設して集まる楽しさを感じているかと思えます。

これからも継続して、それから、さらに集まった方々が相互に支え合える仕組みづくりということで、町としましても力を入れて取組みしていきたいと考えております。

お質しのように、交流することでそれぞれの取組みのよい点、それからエネルギーといいますか、そういったものを交換できて持続していけることと思えますので、お質しのように積極的に交流の場を設けて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問をいたします。

生涯学習に使える町のバスについて。

昨年3月にもバスについて質問をいたしました。町にあるバスは大型バス1台でありまして、なかなか使い勝手が——30人以上集めるということも大変で、使い勝手がなかなかよくないということで、将来的には小回りの利く小型やマイクロバスを検討しているということとの答弁でした。

そこで、次の5点について質問いたします。

1、生涯学習活動に使えるバスは何台か。

2、生涯学習団体に登録されている団体は幾つか。

3、登録されていない団体、老人クラブや地区サロンなどの地域で活動されている団体が、利用できるようにしてはどうか。

4、バスを予約したいときにどのような手順で予約をすればよいのか。

5、利用状況によっては、スクールバスの空いている時間を有効に活用することはできないか、伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 質問にお答えいたします。

1点目の生涯学習活動に使用できるバスにつきましては、現在、生涯学習用としての専用のバスはございませんが、50人乗りの大型バス1台を町が所有しており、小中学校、保育所、幼稚園の各種行事、高齢者学級、まちづくり協会、老人クラブ等の移動学習で利用していただいております。

また、令和5年度からは町社会福祉協議会のマイクロバスを借用し、生涯学習活動等に利用することとしております。

2点目の生涯学習団体の登録数であります。令和5年2月末現在で50団体が登録しております。

3点目の町有バスの利用できる団体につきましては、「三春町町有バス運用に関する要綱」に基づき、「町が主催して行う事業や地域を単位として福祉又は行政運営を目的に組織された団体が、その目的のために利用する場合」と規定しております。

ご質問の様々な団体での利用につきましては、その利用目的を確認させていただき、町の要綱に基づき、利用の可否について判断させていただければと考えております。

4点目の利用手続についてであります。まず、当該団体の所管課に事業内容や利用予定日を相談していただき、町有バス利用申請書を提出していただきます。所管課におきましては、町有バス管理担当課と協議のうえ、利用できるかの可否につきまして申請団体に通知いたします。

なお、町有バスの利用に当たりましては町事業が優先となりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

5点目のスクールバスの活用につきましては、令和5年度新たに、要田地区児童の三春小への登下校の送迎や町内の小中学校校外学習を目的にバス2台を導入いたします。これらの

バスにつきましては、送迎業務に支障のない時間帯で、可能な範囲で町民の方々にご利用いただけるよう有効活用を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 来年度からマイクロバス等が可能であれば3台稼働するという事で、大型バス以外に、そういった手頃な大きさのバスを私たちが利用できるようになるということで、大変うれしいことでもあります。

各種スポーツ大会、県の大会とか県中大会などで大会に参加するときなどは、今までは皆さん自分たちの車で乗り合わせて大会に行ったりとかありました。そういったことも、これからはバスを借りることによって、安全に移動できるという可能性も増えたということだと思います。

また、地区サロン、先ほどの質問と関連しますが、地区サロンで、例えば私ども貝山地区のサロンで、沢石のごみ焼却場を見学して自分たちのごみの処理について再確認するとか、そういった活動にもう一步踏み出せる、大変重要なバスになるんじゃないかなと思います。

そこで、こういった活動にどんどん使われるようになりますと、予約とかも重なって、早いもの勝ちという状況にならないように、今、まほらとか桜ホールなど、インターネットで予約できるようなシステムが構築されていますが、こういったことも将来的には準備していくのか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

まず、先ほど答弁させていただきました様々な団体ということで、スポーツ行事、地区サロン等ということでございますが、こちらの方の利用につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、その利用目的等を十分協議させていただいて、利用可能かどうか判断をさせていただきますと思います。

2点目の予約システムの導入についてでございますが、現在、三春交流館「まほら」、それから町民体育館等の体育施設の施設の予約ということで、予約システムを導入しているところでございます。

今ほど申し上げました、町有バスの申請につきましては、所管課担当課とも十分協議させていただくということもありますので、現段階では、現行の紙媒体での利用手続に沿って申請いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 4番新田信二議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(新田信二議員) さきに通告しております2点につきまして質問いたします。よろしく願います。

1点目の質問、通学路の安全対策について。

来月4月から新入学児童を含めた登下校が始まります。通学路での子どもたちが巻き込ま

れる交通事故や連れ去り等の事件は、全国各地で後を絶たない状況です。

平成28年から令和2年の5年間で、登下校中事故で死亡や重傷を負った小学校児童は900人を超えています。子どもたちだけでは自分の身を守ることは不可能なことです。これ以上子どもたちを犠牲にしないために、事故・事件が起きるその前にできることを検討し、速やかな対応が重要と考えます。

令和4年3月発行の三春町通学路交通安全プログラムの安全確保に関する取組みの方針についてお伺いします。

1、取組み方針

(1) 合同点検の体制の実施内容について。

(2) 対策の検討でこれまでの検討実施内容について。

2、事件に巻き込まれない対策

危険箇所の確認等の実施と対策について、お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えします。

教育委員会では、通学路の安全対策について、平成24年度から、関係機関と連携して小学校の通学路を点検し、必要な対策を協議しており、令和3年度には、引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関との連携体制を構築し、「三春町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

このプログラムは、田村警察署、県中建設事務所、三春土木事務所、町建設課と教育委員会で議論した上で策定したもので、合同点検の体制は、各小学校ごとに学校、保護者、道路管理者、まちづくり協会等が参加して行うこととしています。

これまで実施した合同点検の結果、通学路において55か所の危険箇所が確認されています。そのうち、対策済みが31か所、対策中が5か所、対策予定箇所が14か所、未定が5か所となっています。

対策予定箇所については、具体的な対策案を検討しているもの、或いは関係機関に対策を要望しているものであり、未定の箇所は、横断歩道や歩道の設置等、直ちに対策を講じることができないものとなっています。

教育委員会としては、引き続き関係機関とともに合同点検を実施し、新たな危険箇所の把握や対策が実施されていない危険箇所について、早急に安全対策を講じるよう関係機関への要望等を継続して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 合同点検を各小学校ごとに開催されていることなのですが、55か所が確認されたようですが、実際に登校している児童生徒の意見は反映されているのかどうかが1点です。

そのほか危険箇所対策済みの31か所以外、通学路は四季折々に道路も変化しております。登下校の児童生徒に対しては、毎日通学路となっているために、今後速やかな改善が必要と思われる。

その辺の件と、あと未定設置5か所ありますが、その中で歩道の設置がないとこです、多分、道幅が狭く歩道ができない箇所等があると思うんですが、通学路になっていまして、できれば注意喚起のために、ここ通学路だよというような看板とか、通行車に対して速度制

限を注意喚起する看板とか、あと、東京とか他県でやっているのですが、歩道ができない歩くとところにペイントでレーンをつくるとか、その辺の検討をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

まず1点目ですけれども、児童生徒の意見を聴取しているかというご質問でした。

この通学路の危険箇所につきましては、PTAを通じまして保護者の方のご意見を聴取することが主に、また、現地を調査いたしまして危険箇所を確認するということになっております。直接、児童生徒の意見につきましては、それぞれの小学校等におきまして、児童から話があれば、もちろん聴取をするということになっておりますが、主には保護者を通じて子どもたちの意見が反映されているというふうに考えております。

2点目です。四季を通じて危険箇所が異なるということは、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。その四季を通じて様々な状況変化を考慮しまして、速やかに安全対策を実施していくということについては、教育委員会としても速やかに対応できるように、関係各所に要望を出していきたいというふうに考えています。

3点目です。歩道の設置につきまして、未定箇所では歩道が設置できない場所が幾つかあるというふうな実態もあります。そういうところに看板の設置をしたり、或いはペイントをして、子どもたちが安全に通行できるような状況をつくるということは、言うまでもないことというふうに考えておりますので、こちらにつきましても、鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） あと事件に巻き込まれない対策としまして、なかなか子どもの目線では気づかない危険箇所が多くあるみたいですよ。

岩江地区なんですけど、現在もいろんな問題がありまして、見守り隊、これは平成23年から見守り隊16名、あと保護者が10名で26名で登下校の際、立ち会っております。岩江地区には交番がありますが、児童が声をかけられたとかいろんな問題がありまして、実際、町の方で子どもの目線で気づかない危険箇所の洗い出しや、過去に問題になった箇所等、その辺は現在どのように対処を現在しているか、確認します。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

まず、初めにですけれども、岩江地区では見守り隊の皆さんが登下校の安全対策に非常にご協力をいただいているということに感謝を申し上げたいと思います。また、全町的に見ますと、交通安全協会の皆様にも非常にご協力いただきまして、児童生徒が安心して登校できるという体制をつくっていただいておりますことにも、感謝を申し上げたいというふうに思います。

ご質問ですけれども、確かに事件等発生をいたしまして、大きな事件ということではないにしても、子どもに対する声かけということは、教育委員会の方にも報告されている案件が幾つか上がっております。その都度、警察に相談をし、また、保護者の方には学校の一斉メ

ールを通じまして、そのような案件があったということについては周知をしているところで
す。

もちろん、事後の情報提供だけではなく、事前にそのようなことが分かる場合には、その
ような対応を取ればよろしいんですけども、なかなか場所が特定されているわけではな
いということで難しい点があります。

いずれにしましても、そういう危険箇所があった場合には、その場所が子どもたちにとっ
て危ない場所の範囲に入るということで、適宜その辺りを安全対策を講じられるように、地
域の皆様のご協力も頂きながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 今、課長が言われたように、特定されていない場所。岩江地区で
は2か所ぐらい特定されている場所があるんですよ。交番の巡査がたまに回っているんです
が、交番でも巡査は1人なものですから、ほとんど警察は24時間勤務で交代制やっている
ものですから、なかなか交番の警察官だけでは守れない状態です。

藤井課長が言ったように、地域の、今、見守り隊とか地域の方と今いろんな面で相談しな
がら、今後、そういったものをまちづくり協会の方で取り組んでいきたいという意向がある
みたいで、その辺はそういったあれで、また町の方に相談行くと思います。

私の方で、今、こども110番の家があちこち指定されていると思うんですが、その辺の
追加設置で、何かあった場合に子どもたちがそこに逃げ込められるような、こども110番
の家を増やしてはどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えします。

こども110番の家につきましても、地域の住民の方に大変お世話になって設置をして、
子どもたちが安全に登校できているというふうに考えております。

議員ご指摘のように、こども110番の家、またご協力いただける方がいらっしゃれば、
ぜひお願いできればというふうには考えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○4番(新田信二議員) 2番目の質問に入ります。

不登校に関する支援について。

2020年内閣府の調査で満15歳から39歳までの若者の引きこもりは、54万人に増
加傾向となっています。また、文部科学省での小中学校の児童生徒の不登校は、約20万人
で8年連続増え続けています。

不登校の要因としましては、無気力・不安46.9%、生活リズムの乱れ・遊び・非行12%、
友人関係をめぐる問題10.6%、親子・家族の関わり方8.9%の文部科学省の調査結果で
す。

現在、全国の小中学生の不登校の割合は2%を超えとなっていて、約50人に1人の程度
の状況ですが、不登校児童生徒の家族だけでの問題ではなく、今は大きな社会問題の一つとな

っているのが現状です。

そこで、町での不登校に対する相談と不登校児童生徒に対する支援についてお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、不登校の定義ですが、国では、「当該年度に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるもの」としております。

町内小中学校における不登校児童生徒の数は、令和5年1月現在、今年度令和4年度の実績ですが、小学生が10名、中学生が26名となっております。

過去の不登校児の状況は、令和元年度が小学校4名、中学校4名、新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和2年度は小学校11名、中学校15名、令和3年度は小学校10名、中学校22名と急激な増加となっております。

このように増加した理由の一つとして、コロナ感染に対する不安があげられます。国においても、感染の可能性が高まっていると保護者が考え、校長が判断する場合には、その場合は欠席とせず「出席停止」として記録し、無理に登校しなくてもよいとしてきました。この結果、三春町においても、感染の不安から登校を見合わせる児童生徒が増え、学校を休むことへの抵抗感が下がり、現在に至ったと考えております。

もちろん、新型コロナウイルス以外にも、議員ご指摘のとおり、不登校になる要因は様々であり、細かな対応が必要であることは言うまでもありません。

教育委員会では、それぞれの児童生徒が抱える問題に対し、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが連携して相談に当たり、家庭訪問や電話連絡等、丁寧な相談対応を心がけています。

また、児童生徒が不登校状態に陥った場合、学校に子どもたちの居場所を設ける等、別室登校の措置、またはオンラインによる授業の参加、さらには家庭訪問時にプリント等の課題を持参するなどの学びの支援を行っています。

また、校外では、今年度から保健センター2階に適応指導教室を開設し、児童生徒の学びを保障し、対応しているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番(新田信二議員) 町は、これまで保護者、学校担任、また、民生児童委員、人権擁護委員の方々から様々な意見があったと思いますが、どのように活用し、課題解決に取り組んできたのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

子どもたちにとって、自分以外の大人の方々との関わりは極めて重要な成長のための要因だというふうに考えています。

民生児童委員や人権擁護委員の方々におかれましては、定期的に学校に入っていたり、或いは見守り隊の一員として子どもたちに関わっていただいておりますので、そのような対応をしていただくことによって、子どもたちに直に働きかけていただくということをしていただいております。

また、教育委員会と委員の方々との懇談の場では、大変様々のご意見を頂き、子どもたちの状況について地区の姿をお届けいただいておりますので、こちらも児童生徒を支援する上で大変重要な情報を頂いております。感謝申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二議員。

○4番（新田信二議員） 全国の市町村から比べても、三春町の不登校は少ない方です。ただ、不登校はどの児童生徒にも起こり得ることです。

実際に自分の子どもが不登校になった場合、当初は体調不良が原因と判断し、病院に連れて行く保護者はほとんどだそうです。不登校が長ければ、児童生徒の心情が深まり、軽症から重症化に進み、家族もまた精神的な苦勞が蓄積されることとなります。

今後、不登校の児童生徒を増やさないためにも、手段としましては、やはり早期発見・早期対応での未然防止が重要と考えられますが、今後、町の取組み方、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 議員ご指摘のとおり、子どもたちが不登校傾向に陥ったときの保護者の方の心配ですとか、それから、そのことに対して学校とどう連携していったらいいのかということが、大きな不安材料だというふうに考えております。

子どもたちが欠席する場合、以前ですと、保護者の方から電話連絡を頂いてきたのですが、現在は電話連絡ももちろんなんですが、LEBER（リーバー）と申しまして、連絡をするという学校と家庭とのアプリで連携を取りながら、子どもたちの体調や心情を学校に直に訴えることができるアプリで連絡を取り合っています。

したがって、小さな心配事もそのアプリに載せて、すぐに学校にお届けいただくことができるようにしていますし、学校からもすぐにそれに対して返信ができるようになってきておりますので、そんな機器を使いながら、不登校の早期発見と早期対応に努めているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、4番新田信二議員の質問を終結します。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦勞さまでした。

（午後1時45分）

令和5年3月13日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八
8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡
11番 佐久間 正俊	13番 影山 常光	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

12番 橋本 善一郎

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 永山 晋 書記 橋本 和宜

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	嶋原 健二
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	遠藤 晃		

農業委員会会長	橋本 正亀
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年3月13日（月曜日） 午後2時00分開議

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告並びに質疑

第4 議案の審議

議案第 4号 字の区域の変更について

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第 7号 三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第 8号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 9号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第29号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第30号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第31号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第32号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第33号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第34号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第35号 令和5年度三春町一般会計予算について
- 議案第36号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第37号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第38号 令和5年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第39号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第40号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第41号 令和5年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第42号 令和5年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第43号 令和5年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第 4 4 号 令和 5 年度三春町宅地造成事業会計予算について

同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

《議員提出議案》

発委第 1 号 三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

発委第 2 号 三春町議会の個人情報保護条例の制定について

発委第 3 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について

発委第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

第 5 特別委員会委員長報告

5 会議次第は次のとおりである。

(開議 午後 2 時 0 0 分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆さんへ申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

ただ今出席している議員は 13 名です。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただ今から会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第 2、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。なお、付託された陳情事件が複数である場合は、一括して報告願います。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会 3 月会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3 月 7 日、全員協議会室において開会いたしました。

陳情第 1 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情者 福島市渡利字大豆塚 7

福島県保育連絡会

代表 大宮 勇雄

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。

2 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上について、子育て支援課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情について

は、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

これより、陳情第1号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。陳情第1号を採決します。

お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 　経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月3日、6日、第4委員会室及び全員協議会室において開会いたしました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会

議長 美輪 佑樹

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、県内で製造業を中心に部品、資材不足の影響で生産調整などを余儀なくされるなど、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数であり、また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響による経済・物価上昇、少子高齢化と人口の減少・流出のほか外国人労働者の増加や非正規労働者など働き手の多様化が進むなか、賃金の経済政策としての最低賃金引き上げの重要性を強く意識し、十分な水準の賃金の引き上げを求めるため要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

陳情第3号 GX推進法案に関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1. 高経年化した原子炉の使用の撤回
2. 原発の運転期間の実質延長の撤回
3. エネルギー安定確保、脱炭素のための原子力の使用の撤回
4. 次世代原子炉の開発、建設の撤回

本陳情については、大変重要な問題であるが、非常に幅広い内容となっており多方面から考えるうえでの情報が少ないため、今後の具体的な動向を十分に含めて審査すべきとのことから、継続審査にすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

5番、山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員）　陳情第3号「GX推進法案に関する陳情書」について、2点質問いたします。

岸田内閣は、今国会でもこの法案を通したいという方針であります。時間のなかで継続となった理由はどういうものか。もう1点。継続であれば次回の審査はいつの時期になるか、質問いたします。

○議長 　質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 　この件に関してはなるべく早く実施したいと思っています。

○議長 　他にありませんか。

5番、山崎ふじ子議員。

○5番（山崎ふじ子議員）　もう1点の、継続にした理由について。書かれてはいますが、もう少し具体的に、時期がない中で継続にしたという理由について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長 　質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 　先ほど話したように、これは難しい判断だと思っておりますので、なるべく早めに実施したいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長 　他にありませんか。以上で質疑を終結します。

これより、陳情第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。陳情第2号を採決します。

お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 　日程第3、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 　総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、6日、7日、8日、9日、10日及び13日の8日間、第1委員会室において開会し、3月9日には現地調査も行いました。

議案第5号 財産の取得について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 6号 三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 7号 三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 8号 三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上12案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第33号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 令和5年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長及び税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月3日、6日、7日、8日、9日、10日及び13日の8日間、第4委員会室及び全員協議会室において開会し、3月8日には現地調査も行いました。

議案第 4号 字の区域の変更について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

議案第35号 令和5年度三春町一般会計予算について

以上2案について、建設課長及び産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

議案第40号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

以上2案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 令和5年度三春町水道事業会計予算について

議案第43号 令和5年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第44号 令和5年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月1日に日程設定を行い、3月3日、6日、7日、8日、10日及び13日の7日間、第3委員会室及び2階大会議室において開会し、3月8日には現地調査も行いました。

議案第17号 三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第8号）について

住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第30号 令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第32号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第34号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

住民課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 令和5年度三春町一般会計予算について

住民課長、生涯学習課長、子育て支援課長、教育課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、「教育費予算の一部については、その執行について検討すること」との意見を付し、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第37号 令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第39号 令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 令和5年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第41号 令和5年度三春町病院事業会計予算について

以上2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

住民課長、子育て支援課長及び教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 なお、同意第1号、発委第1号及び発委第2号につきましては、委員会に付託せず、全員

協議会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第4、議案の審議を行います。

議案第4号「字の区域の変更について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「財産の取得について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第34号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「令和5年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和5年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第41号「令和5年度三春町病院事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号「令和5年度三春町水道事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第43号「令和5年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第44号「令和5年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、土棚容子氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定しました。

発委第1号「三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発委第2号「三春町議会の個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発委第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りします。

ただいま、文教厚生常任委員会委員長より、発委第3号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について」が提出されました。

また、経済建設常任委員会委員長より、発委第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第3号及び発委第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。

発委第3号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 発委第3号「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和5年3月13日提出

提出者 三春町議会文教厚生常任委員会委員長 松村妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布しました意見書のとおりであります。

令和5年3月13日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより、発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

発委第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任委員長** 発委第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和5年3月13日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会委員長 佐久間正俊

意見書の内容並びに提出先につきましては、お手元に配布しました意見書のとおりであります。

令和5年3月13日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○**議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○**議長** 討論なしと認めます。

これより、発委第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… **特別委員会委員長報告** ……………

○**議長** 日程第5、特別委員会委員長報告について。会議規則第44条の2の規定により、特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしと認めます。

それでは、特別委員会委員長の報告を求めます。

広報広聴特別委員会委員長。

○**広報広聴特別委員長** 広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は昨年4月から昨日まで、「みはる議会だより」の編集・発行、「町村議会広報研修会」への参加、「町民と議会との意見交換会」の企画・運営など計12回開催いたしました。

まず、「みはる議会だより」は、例年どおり昨年5月、8月、11月、そして今年2月の計4回発行しました。

今年度は、昨年度に引き続き「シリーズ町の伝統文化」や、「地元の活動」の記事を、委員が直接取材し、伝統文化に携わる方々や、地元で活動されている方々をご紹介します。

また、「議会だよりモニター」から寄せられた意見等を踏まえ、毎号少しずつ改善を加え紙面の充実に取り組みました。

次に、町民の皆様の生の声を聞くことができる貴重な機会である、意見交換会を開催いたしました。

町民の皆様から寄せられたご意見・ご要望は、今後、改めて全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として、町執行側に申入れを行い、皆さんの声を行政に反映させて参ります。

今後も当委員会では、さらに読みやすく、分かりやすい「みはる議会だより」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換会などを通じて、広報・広聴に努めて参りたいと考えております。

以上、広報広聴特別委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。以上で、広報広聴特別委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 　本定例会に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 　冒頭お詫びがございませう。今回の3月会議に私ども町から議会の方に上程させていただきました、議案書・予算書の中に5カ所に渡る記載誤りがありました。複数の課に渡っていたということは大変衝撃的でありました。先日開催いたしました課長会の中で、再発防止に努め、緊張感を持った仕事をするように指示をしたところであります。引き続き緊張感をもって適正な事務処理に努めて参ります。大変申し訳ありませんでした。

さて、今ほどの審議の中で、町から提出させていただきました全議案、可決いただきまして本当にありがとうございます。審議の中でかなり多くの意見をいただいております。新年度を迎えるにあたっては、今回の定例会の中でいただいた意見を十分踏まえながら、新年度事業を通じて、三春町民の方に1つでも多く、明るい希望や喜びが与えられることができるよう、積極的な事業推進を図って参りたいと思っております。

引き続き、議会の皆さんの協力いただきながら頑張って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、定例会を終わっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 　以上で、令和5年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦労様でした。

（閉会 午後 3時 5分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月13日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 佐久間 正 俊

署 名 議 員 橋 本 善一郎

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 4号	字の区域の変更について	全 員	原案可決
議案第 5号	財産の取得について	全 員	原案可決
議案第 6号	三春町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7号	三春町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8号	三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9号	三春町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第10号	三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第11号	公営的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第12号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第13号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第16号	職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第17号	三春町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第18号	三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第19号	三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第20号	三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第21号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第22号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第23号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第24号	三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第25号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決

議案第26号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第27号	三春町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第28号	令和4年度三春町一般会計補正予算(第8号)について	全 員	原案可決
議案第29号	令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第30号	令和4年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	全 員	原案可決
議案第31号	令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	全 員	原案可決
議案第32号	令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第33号	令和4年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第34号	令和4年度三春町病院事業会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第35号	令和5年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第36号	令和5年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第37号	令和5年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第38号	令和5年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第39号	令和5年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第40号	令和5年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第41号	令和5年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第42号	令和5年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第43号	令和5年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第44号	令和5年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案可決
発委第1号	三春町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
発委第2号	三春町議会の個人情報保護条例の制定について	全 員	原案可決
発委第3号	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について	全 員	原案可決
発委第4号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決